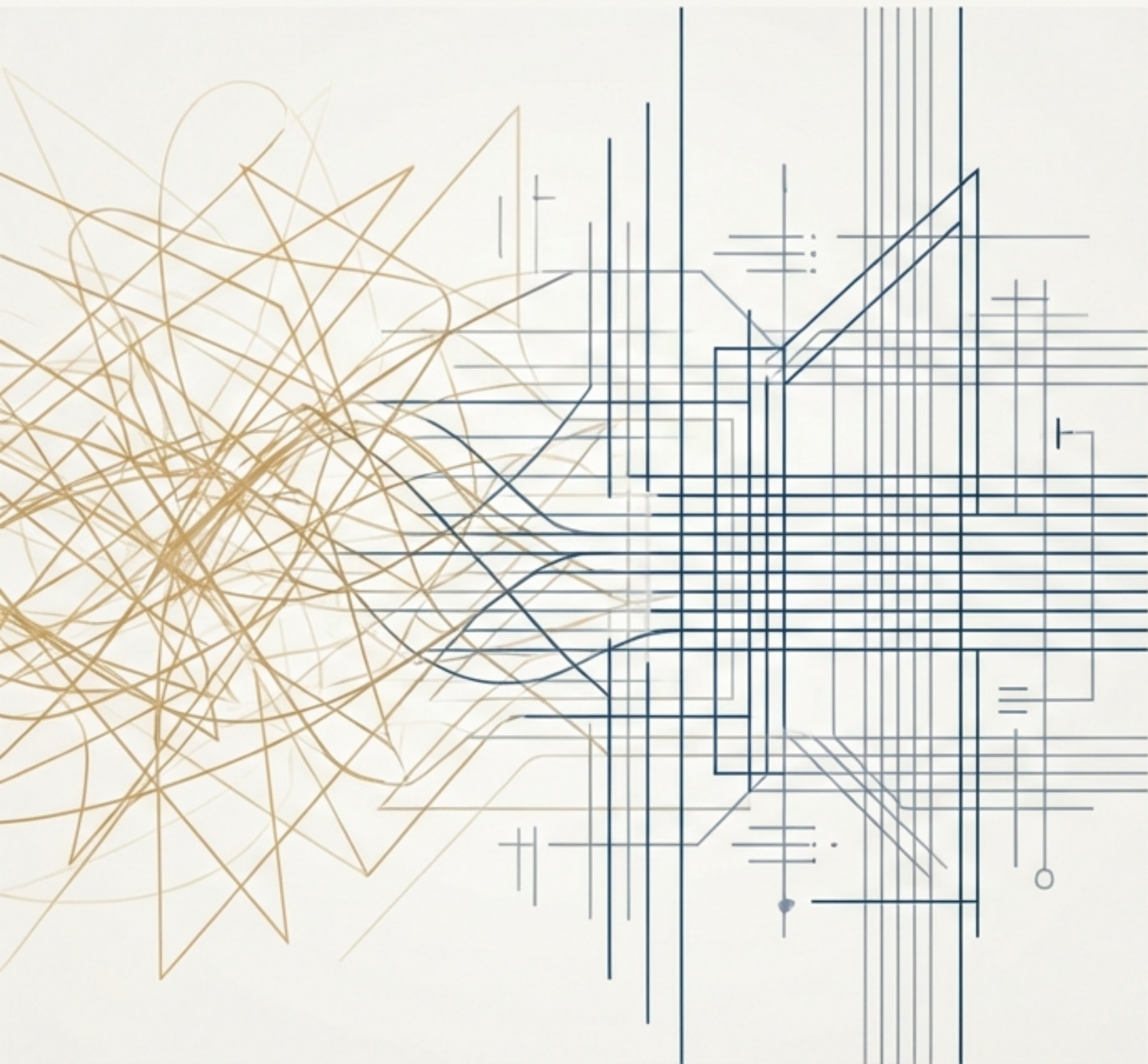




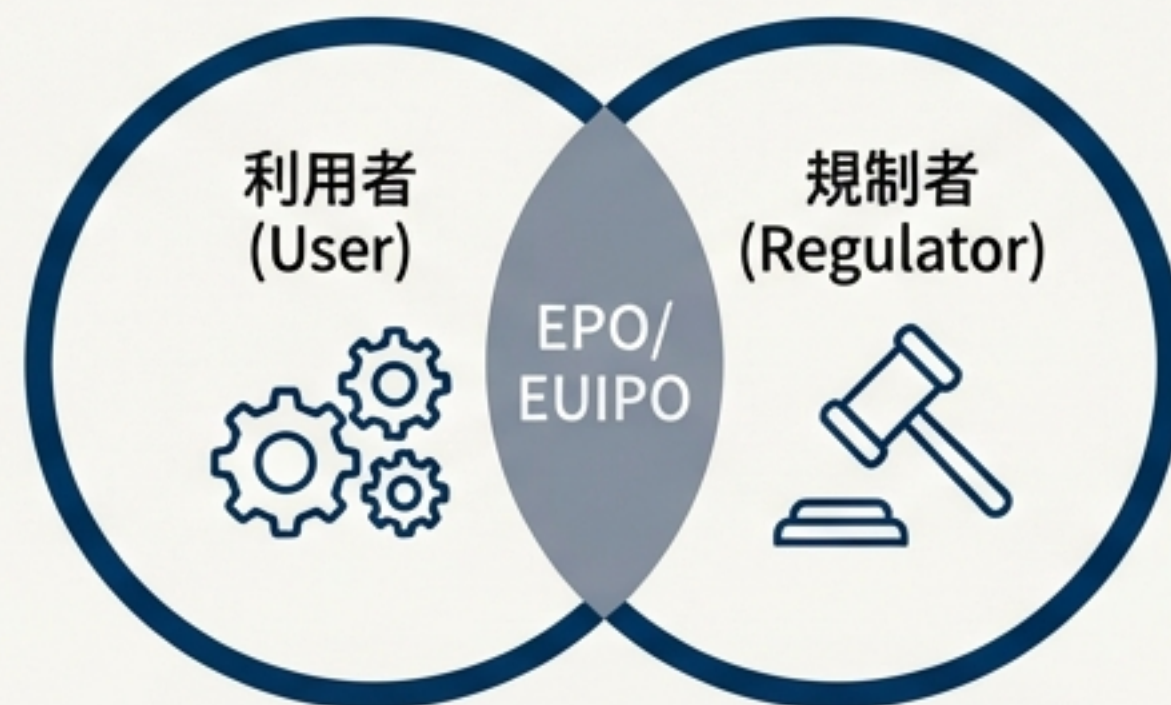
欧州知財実務のパラダイムシフト：生成AI が変える規制、実務、ビジネスモデル

日本の知財専門家が知るべき、欧州の新たなエコシステムと戦略的対応

2025年、欧州は「熱狂」から「慎重な統合」フェーズへ



- 2023年～2024年の技術的熱狂期を経て、欧州の知財業界はAIツールを実務へ具体的に統合する段階に移行。
- これは単なる業務効率化ではなく、ビジネスモデルの根本的な再定義を迫るもの。
- 欧州特許庁（EPO）やEUIPOは、自らの審査効率化のためにAIを導入する「利用者」であると同時に、AI生成物には保守的な法的判断を下す「規制者」でもある。
- この二重の変革の中で、実務家は新たなルールを理解し、戦略的に適応する必要がある。



法的原則の確立：発明者は「人間」でなければならない



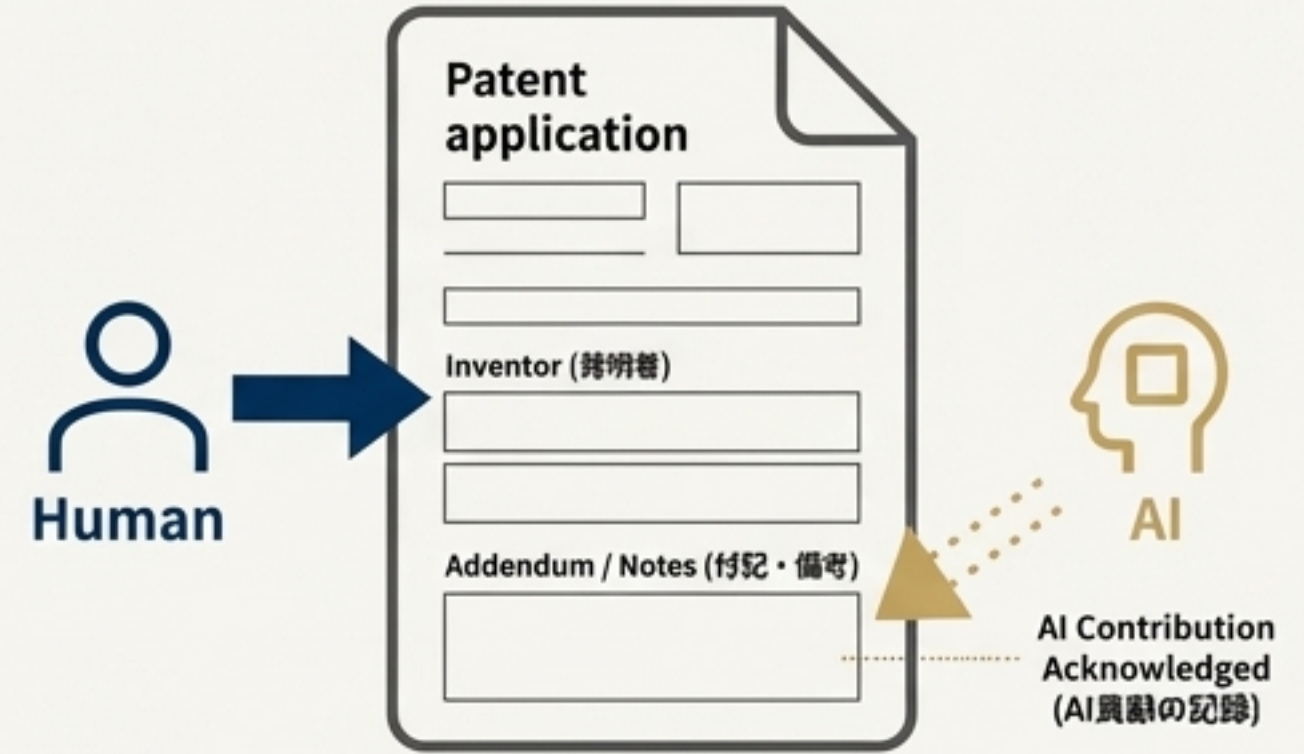
- **争点：**AIシステム自体が特許法上の「発明者」たり得るか？
- **EPOの判断**（J 8/20 & J 9/20）：欧州特許条約（EPC）の下では、発明者は「人間（自然人）」である必要があると結論。
 - * **根拠：**発明者としての地位は人格権や財産権と不可分であり、法的権利能力を持たないAIには付与できない（EPC第81条, 第60条(1)）。
- **各国の追認：**英国最高裁判所も同様にDABUSの控訴を棄却。欧州全域で「人間中心主義」の原則が強固に確立された。
- **実務上の帰結：**AIを用いて発明を創出しても、出願書類上の発明者は、AIへの指示、評価、選択を行った自然人でなければならない。

ドイツが示す実務的な道筋：「AI支援発明」の記録

ドイツ連邦裁判所も、AIを発明者として指定することは認めなかった。

しかし、実務的に重要な示唆を与えた：

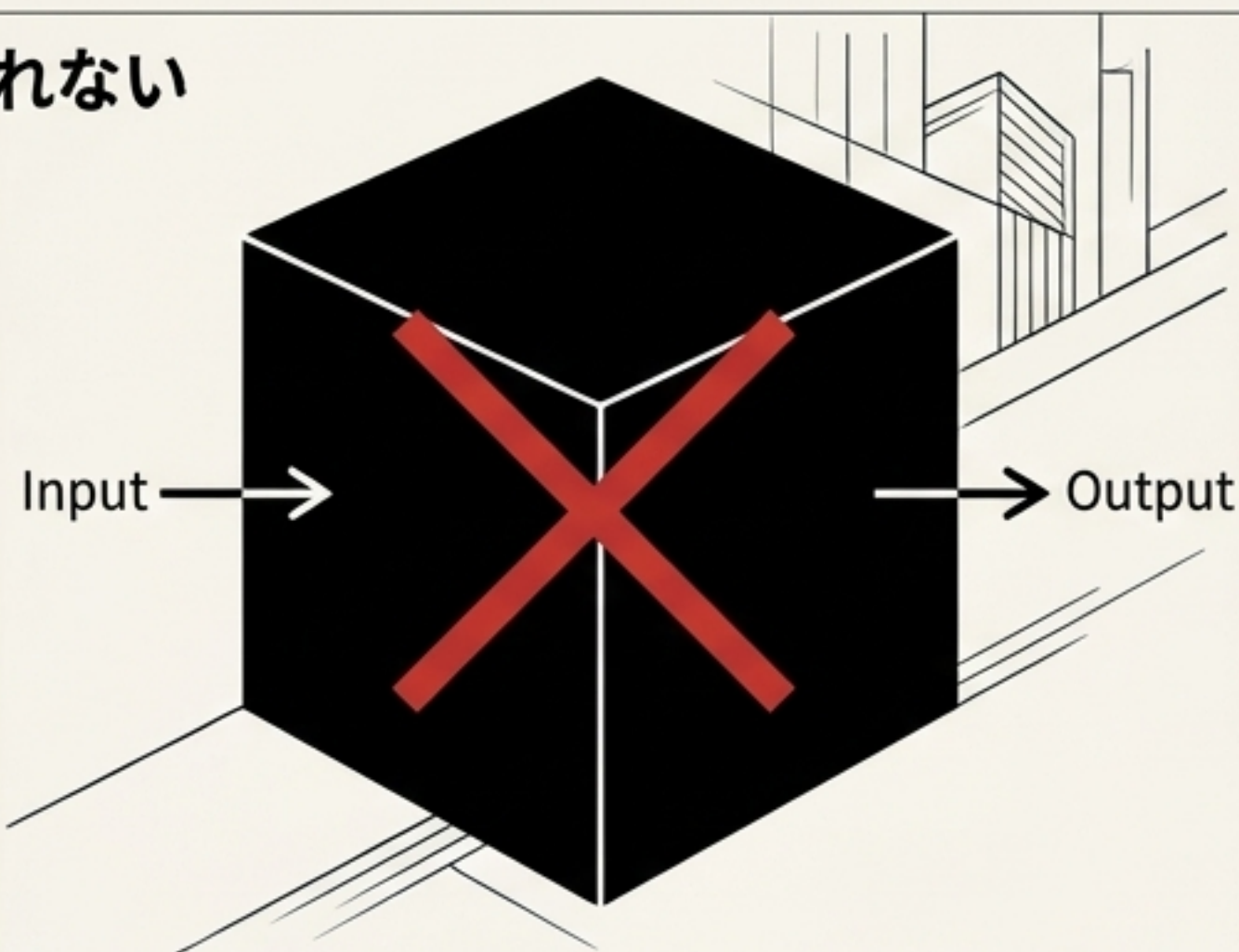
1. AIを**ツールとして使用した人間**を発明者として指定することは明確に認めた。
2. 発明者の指定において、**発明創出にAIが関与した事実を記載することは**許容されるとした。



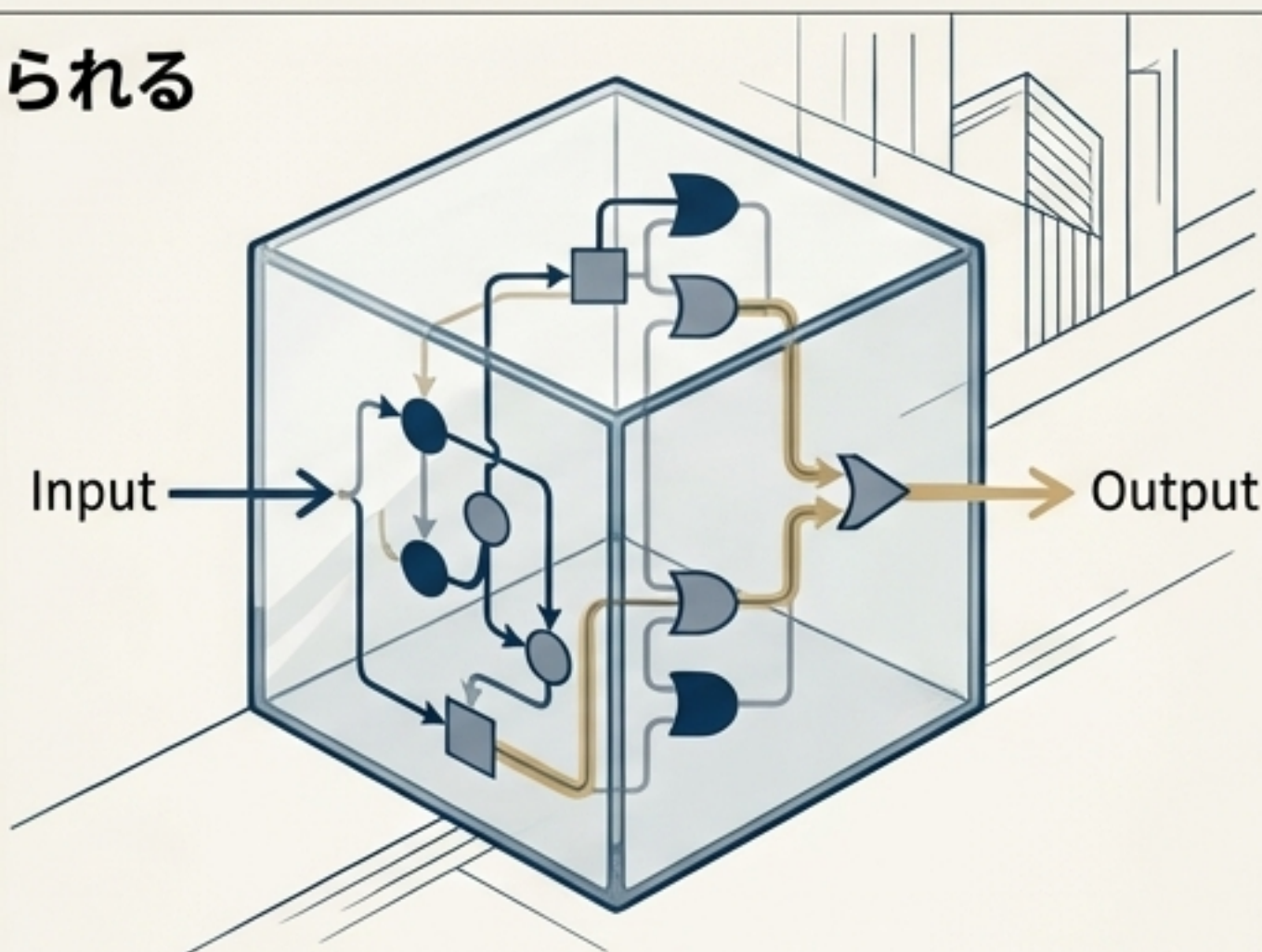
インパクト：この判決により、ドイツでは発明者である人間を指定しつつ、AIの貢献を公式に記録に残す「**AI支援発明 (AI-assisted inventions)**」という実務が可能になった。これは透明性を確保しつつ、現行法の枠組み適応する一つの解決策となる。

AI関連発明の開示要件は厳格化：「ブラックボックス」は許されない

許されない



求められる



AIや機械学習モデルをクレームする場合、EPOは「開示の十分性（Sufficiency of Disclosure）」（EPC第83条）に関して厳格な審査基準を適用。

求められる要件：

- **再現可能性**：AIアルゴリズムによる「技術的效果」が、明細書の記載に基づき当業者によって再現可能でなければならない（EPO審査ガイドライン G-II, 3.3.1）。
- **訓練データとの因果関係**：特定の訓練データセットを使用して初めて技術的效果が発揮される場合、そのデータセットの「特性」（どのようなパラメータや属性を持つデータか）を開示すべきである。

実務への示唆：明細書作成において、アルゴリズムの構造だけでなく、データの質的側面への深い理解と詳細な記述が不可欠となっている。

新たなコンプライアンス：EU AI法が課す「学習データの透明性」義務

The Law

2024年に成立した「EU AI法」は、知財実務に直接影響を与える世界初の包括的AI規制。

汎用AIモデル（GPAI）提供者への義務：

- モデルのトレーニングに使用したコンテンツの詳細な要約を公開する義務。
- EU著作権指令に基づく権利者者の猥褻権利者のオプトアウト（権利留保）を尊重する方針の策定。

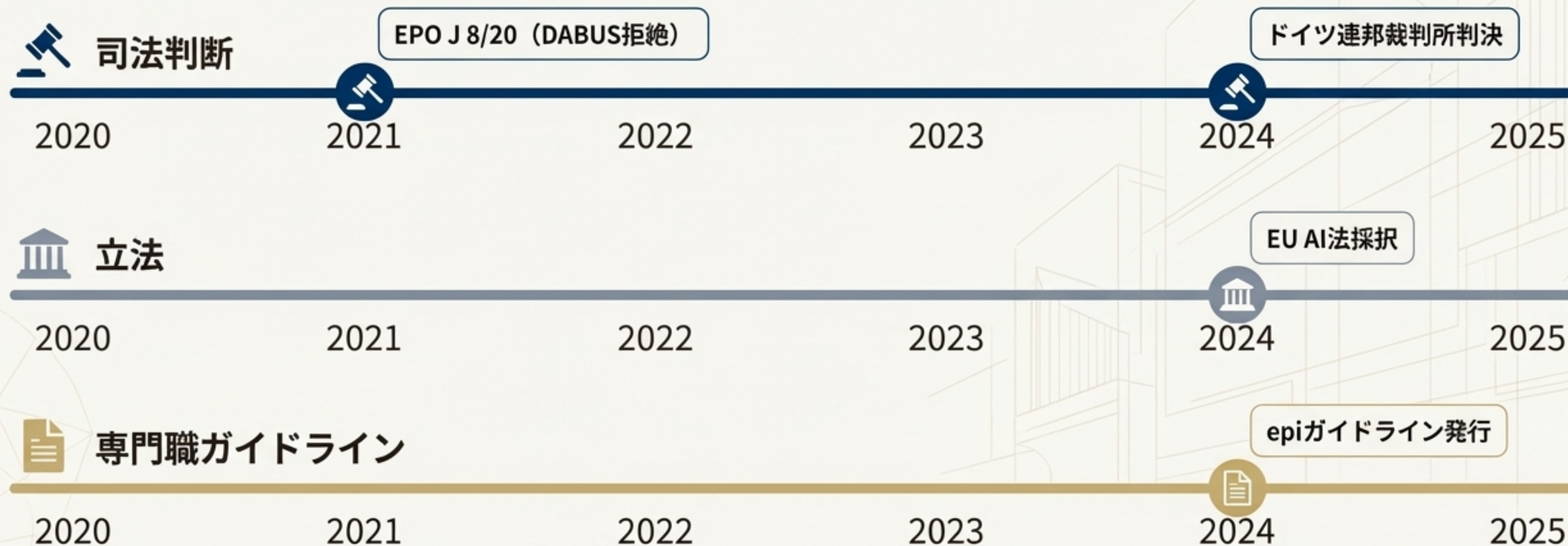


The Impact

実務家への影響：

- デューデリジェンスの重要性：業務でAIツールを選定する際、そのツールがEU AI法の透明性要件を遵守しているか、学習データが適正に権利処理されているかを確認することが、将来的な著作権侵害リスクを回避するために必須となる。

欧州AI規制とガイドラインの進化（2020-2025）



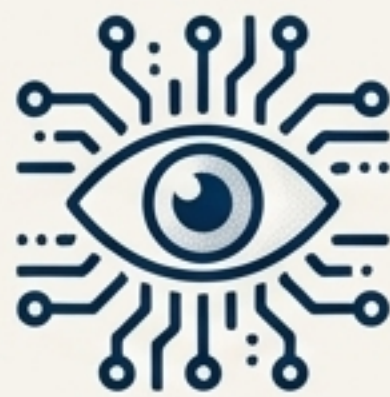
欧州におけるAI関連の主要な判決、立法、および専門職団体のガイドラインの変遷。DABUS判決による「人間中心主義」の確立から、EU AI法による透明性義務化、そしてepiガイドラインによる実務標準化への流れを示す。

実務家の行動規範：欧州特許代理人協会（epi）が示す3つの核心的原則



1. 守秘義務の絶対性 (Absolute Confidentiality)

入力データがAIモデルの学習に再利用されないことの確証が不可欠。「意図的な無視 (wilful blindness)」は職業倫理違反。
⇒ ゼロデータリテンション契約のないツールの使用は事実上禁止。



2. 人間による検証責任 (Human Verification Responsibility)

AIの出力は、有能な人間が作成したものと同等の品質基準を満たすか厳格にチェックする義務。
「ハルシネーション」によって生成された判例や事実は全て原典で検証が必要。



3. クライアントへの透明性と同意 (Client Transparency and Consent)

案件におけるAIの使用について、事前にクライアントの意向を確認。クライアントがAI利用を禁止する場合、それに従わなければならない。

生成AI利用のための実務的判断フレームワーク

epiやCIPAのガイドラインを統合した、AI利用可否を判断するためのチェックリスト。

Step 1: 守秘義務とデータセキュリティ

- ☐ ゼロデータリテンション（学習への再利用なし）か？
- ☐ データ処理はGDPR準拠地域（EEA内）で行われるか？

→ Noであれば、使用不可。

Step 2: クライアントの同意と透明性

- ☐ クライアントからAI利用の同意を得ているか？
- ☐ 事務所のAI利用ポリシーに準拠しているか？

→ Noであれば、使用を控えるか、事前に承諾を得る。

Step 3: 検証可能性と品質保証

- ☐ AIの出力を人間が批判的に評価・検証できるか？
- ☐ 自身の専門知識で品質を担保できるか？

→ Noであれば、AIへの依存は避けるべき。

結論：全てのステップをクリアした場合にのみ、AIの利用は「プロフェッショナルな行為」として正当化される。

欧州における生成AIの導入状況：高まる関心と根強い懸念

導入状況:

法務専門職の26%が実務で利用（2025年、前年比倍増）。
特許実務家では67.5%が何らかの形で利用経験あり
（FICPI調査）。

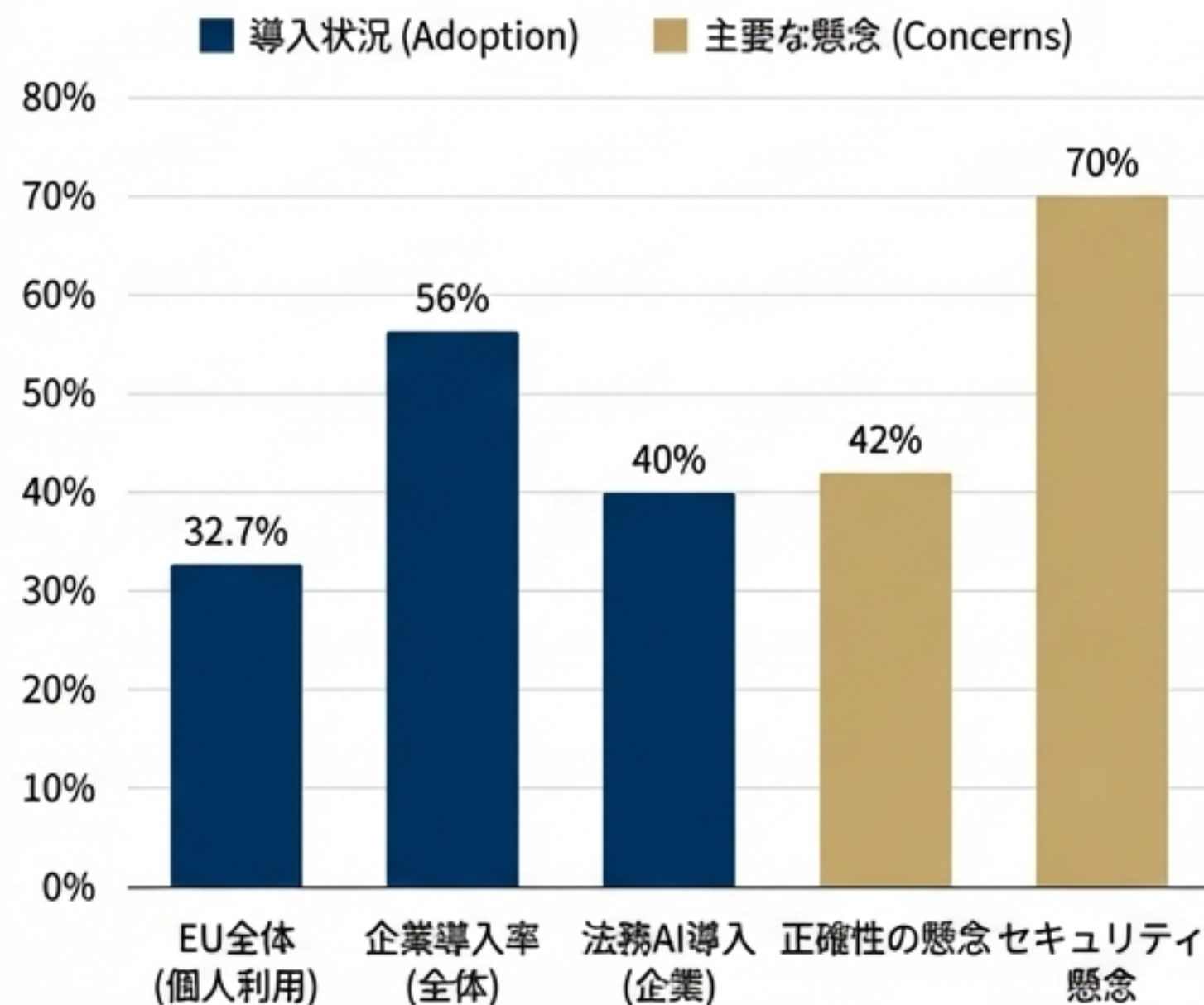
主要な用途（FICPI調査）：

1. 翻訳（63%）
2. 特許検索（38%）
3. ドラフティング（19%）

導入を阻む障壁:

実務家が抱く最大の懸念は「正確性（ハルシネーション）」（42%）と「守秘義務・セキュリティ」（19%）。高い関心に対し、信頼性への懸念がブレーキとなっている。

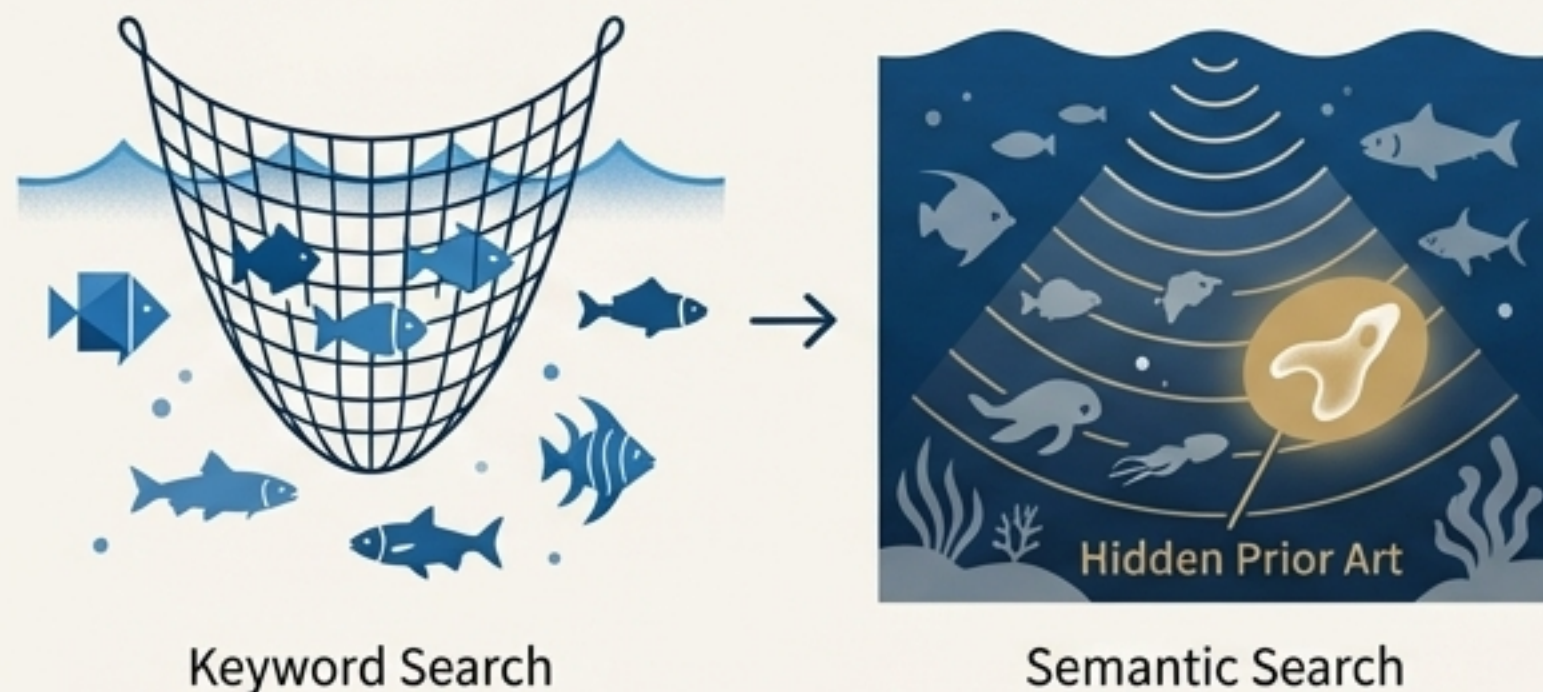
欧州における生成AIの導入率と導入障壁 (2024-2025)



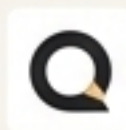
特許実務の変革①：先行技術調査と中間処理の高度化

先行技術調査の革新 - セマンティック検索

従来のキーワード検索では発見困難だった「異なる用語だが、技術的概念が同一」の先行技術（Hidden Prior Art）を発見可能に。



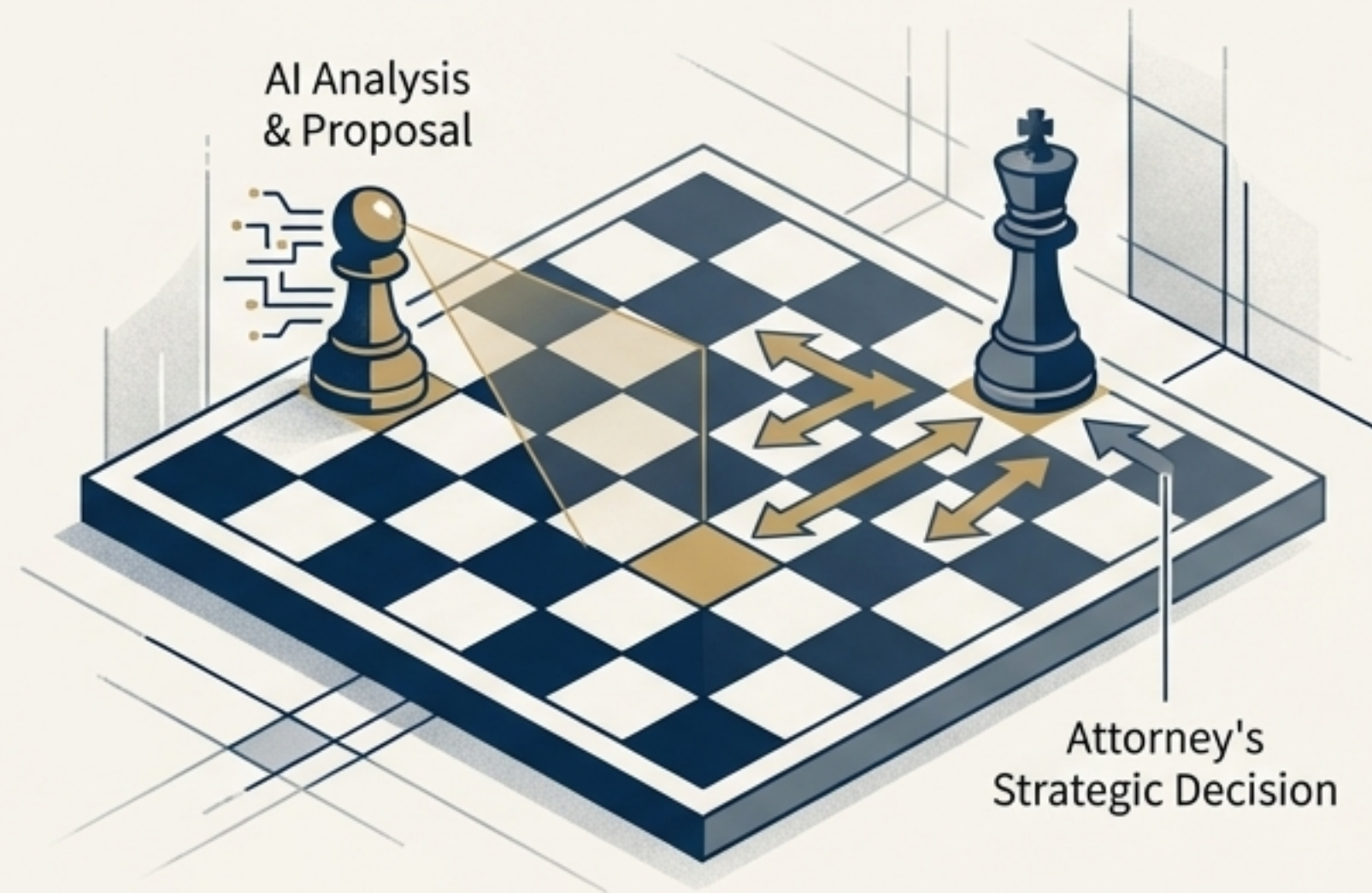
Patsnap (Eureka): 技術課題解決の観点から関連特許を抽出し、FTO調査のためのクレームチャートを自動生成。



Questel (Orbit Intelligence): AIアシスタント「Sophia」が自然言語での質問に応じ、クレームの特徴を視覚的にマッピング。

中間処理の戦略的支援

Solve Intelligence： 審査官の拒絶論理を分析し、EPO 審判決データベースに基づき反論の骨子案や補正案を提示。弁理士はより高度な戦略立案に集中できる。

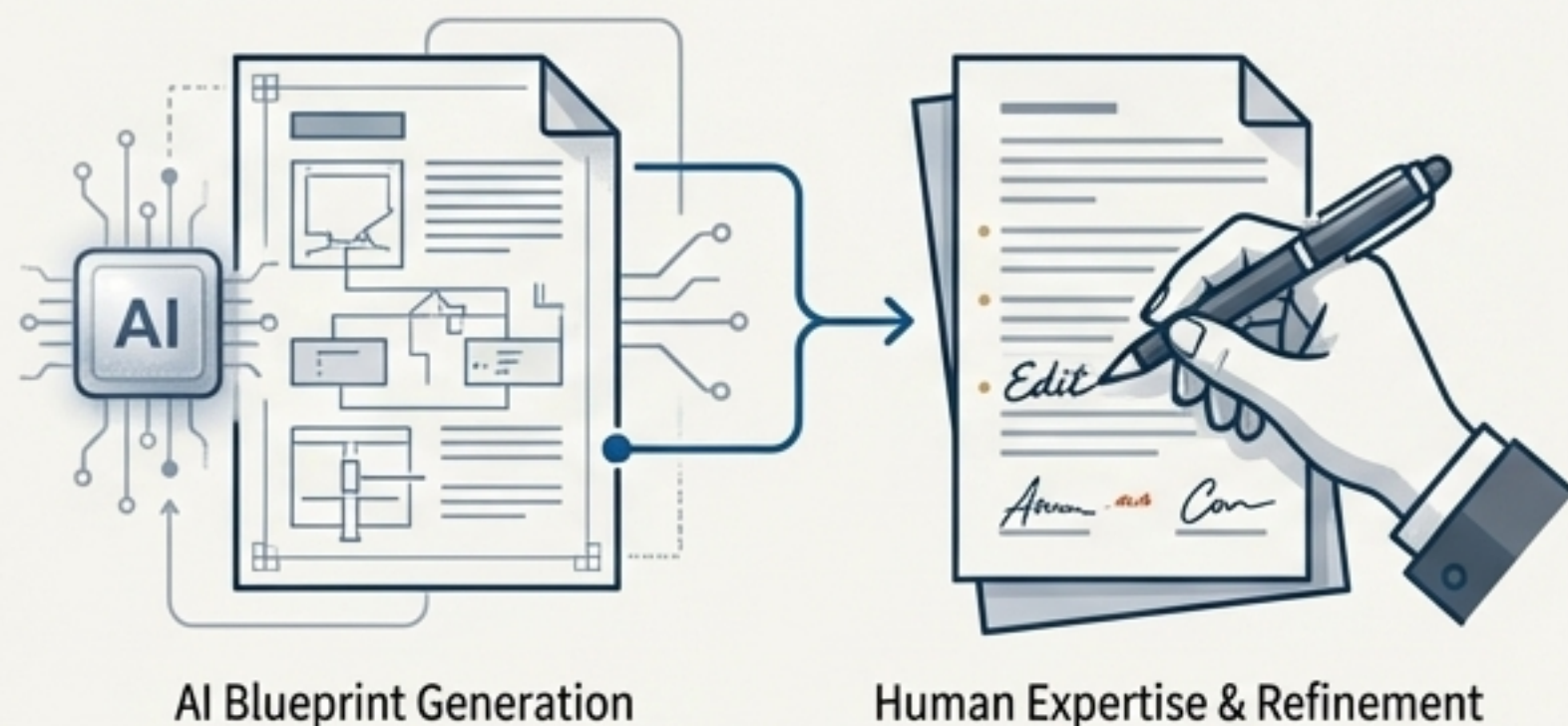


特許実務の変革②：明細書ドラフティングと翻訳の効率化

ドラフティング支援

Henchman, Spellbook: 発明提案書から明細書のドラフトを自動生成。事務所内の過去の高品質な明細書データを参照し、最適な表現を提案。

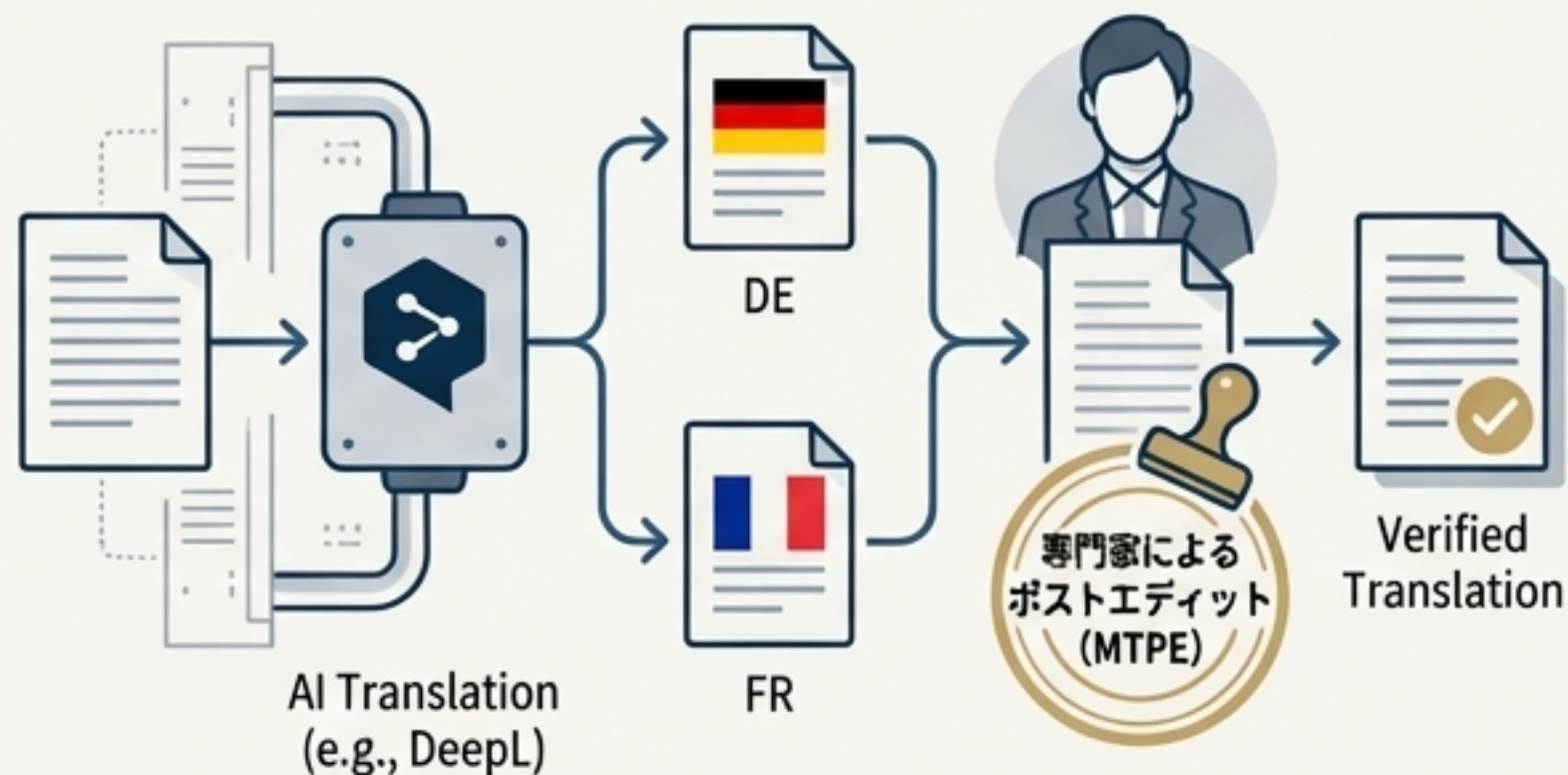
Patsnap: EPOの厳格な「新規事項追加」ルールを考慮した記述を支援。



注意点: AIが生成した実施例やデータは、発明者と協力し、物理的な妥当性と再現可能性を必ず検証する必要がある。

多言語対応と翻訳

DeepL: 英語から独・仏語への翻訳に広く浸透。



必須プロセス: 特許特有の厳密な用語法（例: "comprising"）の文脈判断ミスを防ぐため、専門家によるポストエディット（MTPE）が不可欠。

商標、訴訟、契約実務へ広がるAI活用の波

TM 商標・意匠実務

- **クリアランス調査の自動化:** EUIPOの「Early TM Screening」やQuestel Markifyが、類似性評価を数分で完了。
- **指定商品・役務リストの適正化:** 適切なニース分類と標準用語をAIが提案し、拒絶リスクを低減。
- **リスク:** AI生成ロゴは著作権保護が受けられず、意図しない権利侵害を招く危険性がある。



訴訟支援と契約レビュー

- **eディスカバリ:** EverlawやRelativityが、膨大な証拠の中から重要文書を特定・要約し、訴訟戦略のシミュレーションまで実行。
- **契約書レビュー:** HenchmanやDefinelyが、過去の契約書データベースを活用し、最適な条項を提案。不利な条件を自動でハイライトする。



ビジネスモデルの変革：タイムチャージモデルの終焉と新たな価値提案



課題：

AIにより数分で完了する業務に対し、従来の時間給（Billable Hour）での請求は正当性を失いつつある。

新たな価格設定への移行：

代替的報酬体系（AFA: Alternative Fee Arrangements）が主流に。

- 案件ごとの「**固定報酬 (Fixed Fee)**」
- 成果に基づく「**成功報酬**」
- AIツールの価値を転嫁する「**テクノロジーフィー**」

価値の再定義：

AIによる効率化を単なる「割引」ではなく、迅速な納品やリスク低減という「**付加価値**」としてクライアントに提示。サブスクリプション型サービスの提供も一例 (Fennemore Law)。

次なる地平：自律的にタスクを遂行する「エージェンティックAI」の台頭

現在のAI: ユーザーの指示で動く「チャットボット型」が主流。

2025年以降の展望: 自律的にタスクを計画・実行する「エージェンティックAI」へ移行。

知財分野でのシナリオ:

- 競合他社の特許動向を常時監視し、リスク特許が公開されたらFTOレポートを自律的に作成し、回避設計案を提案する。
- AIが自ら作成したドラフトを評価し、最新の判例を学習して、より許可されやすいクレーム表現へと自己修正を行う。



結論: 欧州は「人間中心」の原則を堅持しつつ、AIを強力な支援ツールとして受け入れている。
AIは実務家の仕事を奪うものではなく、AIを使いこなす実務家が、そうでない実務家を凌駕する時代が到来している。